

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
株 式 会 社 新 生 銀 行
代表執行役会長兼社長 八 城 政 基

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当行第5期定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご参照のうえ、平成17年6月23日（木曜日）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使サイト】

パソコンまたは「iモード」、「EZweb」、「Vodafone live!」対応携帯電話から議決権の行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、後記69頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

記

1. 日 時 平成17年6月24日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
 新生銀行 本店 1階新生ホール
 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第5期(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第5期(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)貸借対照表および損益計算書報告の件
3. 第5期(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)利益処分報告の件

決議事項

第1号議案 取締役17名選任の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(62頁から65頁まで)に記載のとおりであります。

第3号議案 当行及び当行子会社の役職員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(66頁から67頁まで)に記載のとおりであります。

第4号議案 自己株式取得の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(68頁)に記載のとおりであります。

以上

(添付書類)

第5期〔平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで〕営業報告書

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当行グループ(当行および当行の子会社等)は、平成17年3月31日現在、当行、連結される子会社及び子法人等(株式会社アプラス、昭和リース株式会社等76社)及び関連法人等(持分法適用会社。シンキ株式会社、BlueBay Asset Management Limited等9社)で構成され(＊)、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。当行連結決算におきましては、子会社及び子法人等76社を連結し、関連法人等9社に持分法を適用しております。

(＊)他に非連結子会社75社あり

【金融経済環境】

当連結会計年度のマクロ環境を顧みますと、前連結会計年度よりの経済回復基調が継続し、4月早々に日経ダウ平均指数が2年ぶりに12,000円を回復するなど、順調なスタートを切りました。実体経済全般の回復期待の高まりならびにインフレ率のプラス転換期待が相俟って、長期金利は上昇しましたが、日本経済の正常化による良い金利上昇という前向きなとらえ方が支配的でした。

金融システム不安の後退、企業の設備投資マインド・雇用マインドの回復、米国と中国を中心とする外需の堅調から、夏場までは極めて明るい景気環境が継続しましたが、年後半は、米国経済成長ペースの減速、中国の景気過熱対応、原油を始めとするエネルギー・商品価格の高騰といった外部要因もあり、国内要因としては財政再建に向けた公的負担の増加による消費需要不振観測もあって、国内経済は踊り場局面を迎えました。

しかしながら、全体としましては、大企業と中小企業、製造業と非製造業、東京圏と地方経済といった景気の二極化現象は依然として鮮明ではありましたが、一等地地価の上昇傾向に見られる資産価格デフレ懸念の後退、企業部門全体としては過去最高水準の収益が予想されるなど、1990年代の負の遺産整理が相当程度進んだと総括できます。

世界的にも、米国、中国の高成長をエンジンとして、世界経済は約20年ぶりの高い成長率が達成されたものと見られております。経済、金融市場の攪乱要因として懸念されました地政学的リスクも後退し、一応の落ち着きが戻っております。

金融政策面では、世界的な超金融緩和政策に変化が見られております。米国では、堅調な成長回復を反映して、6月より政策金利が極めてゆっくりしたペースながら上げられてきてお

ります。

日銀は、緊急措置としてのゼロ金利政策、量的緩和政策を維持しており、実体経済の持続的回復が確実になった段階での政策変更を視野に入れつつも、インフレ率の安定的プラス推移が見通せるまでは現状の政策を維持する強いコミットメントで、経済の回復を下支えしております。

景気への悪影響が懸念された円高はさほど進展せず、ドル円の為替レートは期を通じまして、103円から114円台の比較的狭いレンジで安定的な推移となりました。

概括いたしますと、年度後半では世界的に経済成長ペースは多少減速しておりますものの、全体としてみればまずまずの推移を見せており、日本経済も様々な構造調整の進展により、着実に回復への道を辿っているものとみられます。

【企業集団の営業の経過および成果】

（経営の新たなステージ）

当行は、平成16年2月に東京証券取引所市場第一部への上場を果たすとともに、4月には、長期信用銀行から普通銀行に転換いたしました。今後は、銀行法に基づく銀行として、従来以上にお客さまのニーズに沿った様々な商品・サービスをスピーディーに提供させていただき、皆さまのご信頼にお応えしていく所存です。

さらに、当行は、平成16年6月に商法上の「委員会等設置会社」に移行いたしました。「委員会等設置会社」へ移行することにより、一層の経営監督機能の強化および迅速な経営の意思決定が行える経営組織体制を構築しております。

また、平成17年2月に、当行の主要株主であるニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ（以下NLP）および関連団体が、保有する当行普通株式のうち約8億3千万株（発行済普通株式数に対する割合約61%）をNLPおよび関連団体への投資家に対して分配を行い、さらにその分配を受けた投資家による当行普通株式の売出し（約5億株）が行なわれました。

（当連結会計年度の営業の経過および成果）

当連結会計年度の主な営業の経過は以下のとおりです。

<リテール・バンキング業務>

リテール・バンキング業務においては、総合口座「PowerFlex」の新規開設が引続き好調に推移し、口座数は、平成17年3月末には従来からの口座を含め130万を超えました。また、平成16年4月に取り扱いを開始した新型定期預金「パワード・ワン」の残高が順調に増加、さらに、外貨預金や投資信託等の販売が伸びるなど、個人預かり資産残高は3兆円を超えるとともに、手数料収入の増加につながっています。その結果、リテール部門の損益は、前年度の赤字から黒字に転換いたしております。

当行は、平成16年6月、東京・銀座および大阪・梅田に「プラチナセンター」を開設したほか、平成16年12月には、東京・銀座に新型軽量店舗「新生バンクスポット」の第1号店を開設いたしました。さらに、新たに近畿日本鉄道や東京メトロ駅構内へのATM設置を進めるなどサービスチャネルの拡充を図っております。また、4カ所に設置した住宅ローンセンターを中心に住宅ローンの営業体制を強化しており、「パワースマート住宅ローン」の平成17年3月末の残高は約2,600億円に達しております。

当行は、今後ともお客様のニーズに合った商品・サービスをタイムリーに投入することにより、お客様の利便性をより一層高めるとともに、顧客基盤の拡大を図ってまいります。

< 法人業務 >

法人業務においても収益基盤の多様化を着実に図ってきております。

当行は、ノンバンク・ビジネスを、投資銀行業務、リテール・バンキング業務に次ぐ第3の柱と位置付け強化しておりますが、今年度は大きな進展を収めることができました。平成16年9月に株式会社アプラスを、平成17年3月に昭和リース株式会社を子会社とし、また、平成16年10月にシンキ株式会社を関連法人等とし、これまで当行グループではご提供できなかった信販・クレジットカード、消費者向けローンならびにリース・ファイナンスなどの商品・サービスをご提供できる体制を整えました。一方、従来より強化している証券化業務におきましては、多様な資産に幅広く対応できる体制を整え、企業向けローン、リース、クレジットカード、割賦、消費者ローン、住宅ローン、アパートローン、商業用不動産、不良債権などの各分野において、先進的な実績をあげ、証券化のトッププレーヤーとしての地位を築いております。

企業再生ビジネスの分野においては、これまでに培ってきたノウハウを活用することにより、企業の収益力と競争力を高めるためのソリューションの提供に取り組むなど業務拡大を図っております。

中小企業向け貸出につきましては、社長を委員長とする中小企業向け貸出取引推進委員会を定期的開催するなど全行的に取り組み、お客様のニーズに応えております。

< 財務体質の強化 >

財務体質の強化につきましては、回収や債権売却等不良債権の最終処理に取り組んだ結果、金融再生法ベースの開示債権は平成17年3月末現在で518億円となり、不良債権比率は1.4%となっております。資金調達面では、コスト削減に向けた調達構造の見直し・多様化を進めております。格付の向上やお客さまからの信任の高まりに伴い、債券・預金ともに調達コストは低下しております。預金については、個人のお客さまとの取引も着実に増加するなど、調達基盤が拡大しております。

当行のこのような財務内容の改善を評価し、格付投資情報センターが平成16年8月に当行長期格付をBBBプラスからAマイナスに、スタンダード&プアーズ社が同年12月に長期格付をBBBからBBBプラスに、それぞれ引き上げております。

当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

当行グループの当連結会計年度末における連結総資産は8兆5,763億円（前連結会計年度末比2兆2,325億円増加）となりました。

主要な勘定残高としましては、債券・社債が1兆3,309億円（同比577億円減少）、預金・譲渡性預金が3兆4,528億円（同比7,183億円増加）となる一方、貸出金につきましては3兆4,304億円（同比3,833億円増加）となっております。

損益面では当連結会計年度の経常収益は2,486億円（前連結会計年度比762億円増加）、経常費用は1,941億円（同比692億円増加）となりました。この結果、連結経常利益は544億円（同比70億円増加）となり、特別利益118億円、特別損失7億円、法人税等14億円（損）、法人税等調整額34億円（益）等を計上後の連結当期純利益は674億円（同比10億円増加）となりました。

（預金・譲渡性預金）

平成16年度に、預金は8,167億円増加いたしました。これは主に、総合口座「PowerFlex」の利便性が好評を得たことに加え、顧客ニーズにマッチした新型預金商品を販売し、個人のお客さまからの預金が約7,000億円増加して約2兆3,000億円に達したことによるものです。また、譲渡性預金は期中984億円減少し、預金・譲渡性預金合計の期末残高は、7,183億円増加の3兆4,528億円となりました。

（債券・社債）

上記のような商品戦略に加え、普通銀行への転換を踏まえて、資金調達の軸足を債券から預金へとシフトし続けており、債券発行残高は徐々に減少しております。債券および社債は、期中577億円減少し、期末発行高合計は1兆3,309億円となりました。

（貸出金）

貸出金については、ノンリコースローンなど新しいタイプの貸出に注力するとともに、中小企業向け貸出につきましても、経営健全化計画に則って積極的に取り組み、目標を達成する見込みです。さらに、当行の個人顧客向けの住宅ローンも、期中1,230億円増加して残高は2,640億円に倍増し、ノンバンク子会社からの貸出も着実に増加しております。こうした様々な営業活動により、貸出金は合計3,833億円増加して、期末残高は3兆4,304億円となりました。

(有価証券・特定取引資産)

バランスシートの効率的運営により、当連結会計年度の有価証券は、概ね横ばいの期中50億円減少となり、期末残高は1兆4,782億円となりました。

また、特定取引資産は、期中4,665億円減少し、期末残高は1,685億円となっております。

(損益)

損益につきましては以下のとおりであります。

収益面につきましては、戦略業務として注力してきたクレジットトレーディング業務や証券化業務等の投資銀行業務の収益が寄与したほか、リテール業務での新型預金に係る金利オプション収益と投信販売関連手数料も順調に伸び、株式会社アプラスからの収益貢献もあって、非金利収益は640億円増加の1,472億円となりました。また金利収益も1,013億円と前連結会計年度比122億円増加いたしました。これは主に、リテール業務で住宅ローンが積みあがるとともに、投資銀行業務でもノンリコースローン等の新しいタイプの貸出資産が増え、さらにノンバンク子会社からの貸出も増加したことによるものです。その結果、経常収益は762億円増加して2,486億円となりました。

一方、経常費用は、692億円増加の1,941億円にとどめることができました。これは、収益の大幅な伸びに伴って取引関連費用等が増加した反面、過年度発行の比較的高い金利の利付債の償還が進んだことに加え、格付向上等により資金調達費用が抑制されたものです。このうち、営業経費につきましては、株式会社アプラスを連結対象にした影響や、リテール分野での顧客数および取引数の増加等により271億円増加の973億円となりました。しかしながら、営業経費支出は極めて厳しく管理されており、営業経費の対経常収益比率は前年度の40.7%から今年度は39.1%へと改善しております。

以上により、当連結会計年度の経常利益は70億円増加の544億円となりました。また、銀行の本業の利益指標たる実質業務純益(＊)も298億円増加の849億円となっております。なお、当行では、本業の1つの柱としてクレジットトレーディング業務に注力しており、同業務を中心とする金銭の信託運用損益を実質業務純益に含めております。また、株式会社アプラスの連結調整勘定等の償却費用等は、上記の実質業務純益金額に含まれておりません。

不良債権処理につきましては、貸倒引当金戻入が107億円となり、これを特別利益に計上しております。

さらに、株式会社アプラスの買収に伴って、その時価評価に基づく無形資産や連結調整勘定を計上いたしました。その内容に応じて10年から20年間で償却処理いたします。平成16年10月から平成17年3月の連結調整勘定等の償却費用は88億円であります。また買収時に時価に洗替えた資産・負債の回収等に伴う費用も28億円計上しております。

この償却費用等が、業務活動による収益の大きな伸びを一部相殺した格好とはなりません。

たが、税引後の当期純利益は10億円増の674億円となりました。また銀行単体の税引後当期純利益も27億円増の680億円となって、経営健全化計画の660億円を達成することができました。

また、連結ベースの1株当たりの当期純利益は46円78銭となりました。

(*) 実質業務純益は経営管理上の計数で、概ね経営健全化計画における単体の実質業務純益(=業務粗利益+金銭の信託運用損益-経費(除く臨時処理分))と同様のベースで算定されております。

(資本)

以上の損益状況の結果、当連結会計年度末の資本の部合計は566億円増の7,866億円となり、引続き相応の自己資本を有しております。

【企業集団が対処すべき課題】

当行グループは、お客さまの満足度のさらなる向上を図るとともに、健全で収益性の高い新しいタイプの金融機関として確固たる地位を築くべく、以下のような諸課題に取り組んでおります。

お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスを提供していくために、新たな商品・業務分野の開拓に積極的に取り組んでおります。今後も、従来以上にお客さまのニーズにお応えする様々な商品・サービスの提供を通じて、長期的・安定的な収益の計上を目指していきたいと考えております。

グループ競争力・収益力の向上

当行グループは、銀行本体のみならずグループ会社を含めて、先進的な手法・アプローチによるリスク管理の厳正化およびリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営に努めるとともに、徹底した合理化に取り組むことにより、グループ全体の競争力・収益力の向上を図ってまいります。また、資本の質の向上を図ると同時に、資本を有効に活用し、健全かつ効率性・収益性の高い財務体質を確立してまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

平成16年6月に当行は委員会等設置会社に移行し、一層の経営監督機能の強化と迅速な意思決定が可能な経営体制を確立いたしました。取締役会に加えて過半が社外取締役から構成される指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置し、経営の監督にあてるとともに、新たに設置した執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲することで機動的かつ効

率的な運営を行える体制を確保しております。委員会等設置会社への移行を機に従前以上に効率的な内部統制体制の構築と運用に努めるとともに、上場企業として投資家の目線に立った適時、適切かつ公平な情報開示に努めております。

当行は、従来の金融慣行や枠組みにとらわれることなく、「ベターバンキング」をキーワードに、新しいビジネスモデルのもと、戦略分野に経営資源を集中し、お客様のニーズに的確に応える商品・サービスをタイムリーにご提供する、常に“一歩先を行く”銀行でありたい、と考えています。当行は、お客様にとって真に有益かつ信頼されるパートナーとなり、お客様の発展に貢献する存在を目指すとともに透明性のある健全な経営、長期的・安定的な収益の計上を通じて企業価値の増大を図ることにより株主の皆さまの負託にお応えしていくことを最大の経営目標としてまいります。

この目標達成に向け、役職員一同誠心誠意努力してまいりますので、引き続きご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(注)本文中に記載の業績にかかる金額は単位未満を切り捨て、また比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 企業集団および当行の営業成績の推移

イ．連結業績の推移

(単位：億円)

	平成13年度 (第2期)	平成14年度 (第3期)	平成15年度 (第4期)	平成16年度 (当期)
連結経常収益	2,359	2,011	1,723	2,486
連結経常利益	394	339	473	544
連結当期純利益	612	530	664	674
連結純資産	6,235	6,798	7,300	7,866
連結総資産	80,695	67,069	63,437	85,763

ロ．単体業績の推移

(単位：億円)

	平成13年度 (第2期)	平成14年度 (第3期)	平成15年度 (第4期)	平成16年度 (当期)
預金	23,840	26,029	27,784	35,288
定期性預金	12,395	15,370	11,807	17,860
その他	11,444	10,658	15,976	17,428
債券発行高	27,352	18,884	13,622	12,468
利付債券	24,427	18,041	12,952	12,186
割引債券	2,924	842	670	282
貸出金	50,121	36,731	32,178	34,437
個人向け	405	526	1,722	2,921
中小企業向け	21,920	17,330	16,913	17,444
その他	27,795	18,874	13,542	14,071
特定取引資産(トレーディング資産)	5,910	3,564	6,334	1,668
特定取引負債(トレーディング負債)	3,476	1,182	903	642
有価証券	14,930	17,680	15,082	18,207
国債	9,384	13,478	8,683	5,867
その他	5,546	4,201	6,398	12,339
総資産	83,666	67,637	64,063	63,963
純資産	6,173	6,803	7,292	7,889
内国為替取扱高	328,248	290,869	260,506	278,344
外国為替取扱高	百万ドル 9,263	百万ドル 11,951	百万ドル 10,715	百万ドル 14,200
経常利益	百万円 38,484	百万円 38,089	百万円 44,806	百万円 46,697
当期純利益	百万円 60,738	百万円 59,091	百万円 65,320	百万円 68,097
1株当たりの当期純利益	円銭 20 92	円銭 20 32	円銭 45 23	円銭 47 27

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 長期信用銀行法施行規則別紙様式の改正に伴い、従来の「当期利益」及び「1株当たりの当期利益」は、平成15年度(第4期)より、それぞれ「当期純利益」及び「1株当たりの当期純利益」として表示しております。
3. 平成16年4月1日をもって、長期信用銀行から普通銀行に転換いたしました。
それに伴い当期より記載様式を変更しております。
4. 「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。
5. 「1株当たりの当期純利益」は、平成13年度まで、当期純利益から当期予定優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数(自己株式を除く)で除して算出しておりましたが、平成14年度からは「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)等を適用しております。

- (3) 決算期後に生じた当企業集団の状況に関する重要な事実
該当事項はありません。

2. 当行の現況

(1) 資本金の推移

(単位：百万円)

	当 年 度 末	前 年 度 末
資 本 金	451,296	451,296

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 株式の状況

イ. 株式数 発行する株式の総数	普通株式	2,500,000千株
	甲種優先株式	74,528千株
	乙種優先株式	600,000千株
発行済株式の総数	普通株式	1,358,537千株
	甲種優先株式	74,528千株
	乙種優先株式	600,000千株

(注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行する株式の総数は、31億7,452万8千株とし、このうち25億株は普通株式、7,452万8千株は甲種優先株式、6億株は乙種優先株式（以上甲種優先株式および乙種優先株式を併せて優先株式という。）とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

ロ. 当年度末株主数	普通株式	101,791名
	甲種優先株式	1名
	乙種優先株式	1名

八．大株主

普通株式

株 主 名	当 行 へ の 出 資 状 況		当行の大株主への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率	持 株 数	持 株 比 率
メロンバンクトリートリークライアンツオムニバス	241,681千株	17.78%	-	-
メロンバンクエヌエーアズエージェントフォーイツクライアントジェイシーエフスペシャルインタレストエルピー	68,109千株	5.01%	-	-
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	53,492千株	3.93%	-	-
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	40,126千株	2.95%	-	-
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	37,096千株	2.73%	-	-
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	35,909千株	2.64%	-	-
メロンバンクエヌエーエーエーエフアイシーエステー1ニューエルティーツーピーパートナーズシーブイシンセイバンク	34,371千株	2.53%	-	-
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン	26,234千株	1.93%	-	-
メロンバンクエヌエーアズエージェントフォーイツクライアントリップルウッドホールディングススペシャルインタレストエルピー	25,375千株	1.86%	-	-
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	20,337千株	1.49%	-	-

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 「メロンバンクトリートリークライアンツオムニバス」名義の株式のうち5,191,294株は当行取締役であるJ.クリストファー フラワーズ氏、370,595株はデイヴィッド ロックフェラー氏、105,783株はマイケル J.ポスキンの各氏より、各人が実質的に議決権を有する株式として当行が報告を受けている株式です。

4. 「メロンバンクエヌエーアズエージェントフォーイツクライアントジェイシーエフスペシャルインタレストエルピー」名義の株式は当行取締役であるJ.クリストファー フラワーズ氏より、同人が実質的に議決権を有する株式として当行が報告を受けている株式です。

5. 「メロンバンクエヌエーアズエージェントフォーイツクライアントリップルウッドホールディングススペシャルインタレストエルピー」名義の株式は当行取締役であるティモシー C.コリンズ氏より、同人が実質的に議決権を有する株式として当行が報告を受けている株式です。

甲種優先株式

株 主 名	当 行 へ の 出 資 状 況		当行の大株主への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率	持 株 数	持 株 比 率
預 金 保 険 機 構	74,528千株	100%	-	-

乙種優先株式

株 主 名	当 行 へ の 出 資 状 況		当行の大株主への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	600,000千株	100%	-	-

二．自己株式の取得、処分等および保有

取得した自己株式

普通株式 5,143株

取得価額の総額 3,422千円

以上はすべて単元未満株式の買取により取得したものです。

処分した自己株式

該当ありません。

失効手続きをした自己株式

該当ありません。

決算期において保有する自己株式

普通株式 6,749株

第4期定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買い受けた自己株式

該当ありません。

(注) 取得価額の総額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の従業員の状況

	当年度末					前年度末				
	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計
従 業 員 数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4,667	40	44	262	5,013	2,032	46	45	257	2,380

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。

2. 従業員数が前年度末に比べ大幅に増加したのは、主として当年度より株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの子会社が新たに連結される子会社となったことによるものであります。当年度末におけるこれらの会社の従業員数は、2,690人であります。

(4) 企業集団の主要な営業所の状況

イ．銀行業務

営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
北海道・東北地区	13 (-)	2 (-)
関東地区	68 (4)	27 (2)
(うち東京都内)	(37 (4))	(23 (2))
中部地区	23 (-)	3 (-)
近畿地区	23 (1)	8 (1)
中国・四国・九州地区	31 (-)	4 (-)
国内計	158 (5)	44 (3)
海外	5 (-)	4 (-)
合計	163 (5)	48 (3)

(注) 上記のほか、当年度末における駐在員事務所は1か所(前年度末1か所)となっております。
 また、当年度末で10(前年度末39)の金融機関を代理店としております。
 また、当年度末において店舗外現金自動設備を102か所設置しております。
 営業所数が前年度末に比べ大幅に増加しましたのは、主として当年度より株式会社アプラス、昭和リース株式会社およびそれらの子会社が新たに連結される子会社となったことによるものであります。当年度末におけるこれらの会社の営業所数は113店(出張所はなし)であります。

当年度新設営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
株式会社新生銀行	銀座出張所	東京都中央区銀座5-8-1
株式会社新生銀行	銀座コリドー街出張所	東京都中央区銀座6-2-1
SB Advisors Co., Ltd.	本 社	18th Floor, Seoul Finance Centre, 84 Taepyungro 1-ga, Chung-gu, Seoul, Korea
株式会社アプラス	川崎営業所	神奈川県川崎市高津区久本3-3-15

ロ．信託業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生信託銀行株式会社	本 店	東京都千代田区内幸町2 - 1 - 8

ハ．証券業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生証券株式会社	本 店	東京都千代田区内幸町2 - 1 - 8
Shinsei International Limited	本 店	Buchanan House, 3 St James's Square, London SW1Y 4JU, UK

ニ．その他

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新生インフォメーション・テクノロジー株式会社	本 店	東京都千代田区内幸町2 - 1 - 8
新生ビジネスサービス株式会社	本 店	東京都千代田区内幸町2 - 1 - 8
新生不動産調査サービス株式会社	本 店	東京都千代田区内幸町2 - 1 - 8
新生カード株式会社	本 店	東京都千代田区内幸町2 - 1 - 8
新生インベストメント・マネジメント株式会社	本 店	東京都千代田区内幸町2 - 1 - 8

(5) 重要な子会社等

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当行議決権比率(%)	その他
株式会社アプラス	大阪府大阪市	信販業務	昭和31年 10月6日	15,000	67.73 (67.12)	-
昭和リース株式会社	東京都新宿区	リース業務	昭和44年 4月2日	42,149	96.51	-
新生信託銀行株式会社	東京都千代田区	信託業務	平成8年 11月27日	5,000	100.00	-
新生証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	平成9年 8月11日	5,500	100.00	-
新生セールスファイナンス株式会社	東京都千代田区	個品割賦業務	昭和62年 12月10日	350	100.00	-

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行議決権比率の()内は、間接所有分(内数)であります。
3. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社および子法人等は76社、持分法適用会社は9社であります。
当期の連結経常収益は2,486億円(前年度比762億円の増収)、連結当期純利益は674億円(前年度比10億円の増益)となりました。
4. 株式会社アプラス及び昭和リース株式会社は株式取得により、当期から子会社となり連結しております。

重要な業務提携の概況

- 以下の金融機関と提携し、現金自動預払機の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
都市銀行
株式会社埼玉りそな銀行、株式会社東京三菱銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社UFJ銀行、株式会社りそな銀行
信託銀行
住友信託銀行株式会社、中央三井信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、三菱信託銀行株式会社、UFJ信託銀行株式会社
長期信用銀行
株式会社あおぞら銀行
その他
商工組合中央金庫
- 株式会社アイワイバンク銀行と提携し、現金自動預払機による現金入出金のサービスを行っております。
- 郵便貯金と提携し、現金自動預払機の相互利用による現金入出金のサービス及び相互送金のサービスを行っております。

3. 取締役および執行役

当行は、平成16年6月24日をもって委員会等設置会社へ移行しております。

(1) 取締役

(年度末現在)

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
*取締役	八 城 政 基	
*取締役	ティエリー ポルテ	
取締役	青 木 昭	日本証券金融株式会社 相談役
取締役	マイケル J. ボスキン	スタンフォード大学 教授
取締役	エミリオ ボティン	サンタンデルグループ 会長
取締役	ティモシー C. コリンズ	リップルウッド・ホールディングス 最高経営責任者
取締役	J. クリストファー フラワーズ	J. C. フラワーズ社 会長
取締役	今 井 敬	新日本製鐵株式会社 相談役名誉会長
取締役	可 児 滋	日本電気株式会社 顧問、元 日本銀行 文書局長
取締役	榎 原 稔	三菱商事株式会社 相談役
取締役	ドナルド B. マローン	ライトイヤー・キャピタル 会長
取締役	マーティン G. マックギン	メロン・フィナンシャル・コーポレーション 会長兼 最高経営責任者
取締役	長 島 安 治	弁護士
取締役	小 川 信 明	弁護士
取締役	デイヴィッド ロックフェラー	

< 当行の委員会体制 >

指名委員会 委員長；榎原 稔

委員；マイケル J. ボスキン、ティモシー C. コリンズ、
J. クリストファー フラワーズ、デイヴィッド ロックフェラー、
*八城 政基

監査委員会 委員長；青木 昭

委員；可児 滋、長島 安治、小川 信明

報酬委員会 委員長；J. クリストファー フラワーズ

委員；エミリオ ボティン、ティモシー C. コリンズ、榎原 稔、
ドナルド B. マローン、マーティン G. マックギン

(注) 1. *印は執行役を兼務しております。

2. 印は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。

3. なお、当年度中に退任した取締役・監査役は次のとおりです。

専務取締役 森 秀 文 (平成16年4月15日辞任)

専務取締役 山 本 輝 明 (平成16年6月24日辞任)

取締役 石 黒 正 (任期満了により平成16年6月24日退任)

監査役 齋 藤 宏 二 (委員会等設置会社移行に伴い平成16年6月24日退任)

監査役 須 藤 章 (同 上)

監査役 保 田 真紀子 (同 上)

(2) 執行役

(年度末現在)

地 位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 職 業
代 表 執 行 役 会 長 兼 社 長	八 城 政 基	最高経営責任者
代表執行役 副会長	ティエリー ポルテ	-
代 表 執 行 役 専 務 執 行 役	山 本 輝 明	インスティテューショナルバンキング部門長
専 務 執 行 役	ダナンジャヤ デュイベディ	金融インフラ部門長
専 務 執 行 役	クラーク グラニンジャー	インスティテューショナルバンキング部門長
専 務 執 行 役	ジョン E . マック	最高財務責任者 財務部門長
専 務 執 行 役	ジ ャ ナ ク ラ ジ	リスク管理部門長
専 務 執 行 役	K . サジーブ トーマス	リテール部門長
常 務 執 行 役	石 黒 正	コーポレートアフェアーズ部門長
常 務 執 行 役	片 山 悟	リテール部門副部門長
常 務 執 行 役	加 藤 正 純	金融法人・キャピタルマーケット本部長
常 務 執 行 役	富 井 順 三	事業法人本部長・企業再生本部長

(注) 1 . 当年度末後の平成17年5月1日付で次の執行役の担当につき異動がありました。

富 井 順 三 (事業法人本部長)

4. 取締役、執行役および監査役に対する報酬その他の職務遂行の対価

当行は、平成16年6月24日開催の定時株主総会后、委員会等設置会社へ移行いたしましたので、当年度については、次のとおり区分して記載しております。

(1) 取締役および監査役に対する報酬その他の職務遂行の対価 (平成16年4月1日から平成16年6月30日までの3ヶ月間)

	取締役		監査役		合計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
株主総会決議に基づく報酬	15名 (注1)	62百万円 (注2)	3名 (注1)	8百万円 (注3)	18名	71百万円
利益処分による役員賞与金	-	-	-	-	-	-
株主総会決議に基づく退職慰労金	1	64	3	26	4	91
合計		127		35		163

(注) 1. 当期中に退任した取締役3名、監査役3名が含まれております。

(注) 2. 株主総会決議による報酬限度額は、月額80百万円であります。(平成3年6月定時株主総会決議)

(注) 3. 株主総会決議による報酬限度額は、月額8百万円であります。(平成6年6月定時株主総会決議)

(2) 取締役および執行役に支払った報酬その他の職務遂行の対価 (平成16年7月1日から平成17年3月31日までの9ヶ月間)

	取締役		執行役		合計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
報酬委員会決議に基づく確定金額	13名 (注1)	102百万円	12名	887百万円	25名	989百万円
報酬委員会決議に基づく金銭以外の報酬	-	-	6	39	6	39
合計		102		926		1,029

(注) 1. 当行は、執行役を兼務する取締役に取締役としての報酬は支給しておりません。

2. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしておりません。

3. 執行役に対する業績連動報酬については、平成17年5月開催の報酬委員会において決議されましたが、一定の基準に基づき、729百万円を当期末に見積計上しております。

4. 上記のほか、執行役に対し、ストック・オプション付与を目的として当行普通株式を対象とする新株予約権を無償で発行いたしました。新株予約権の内容については、後記「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」に記載のとおりであります。

5 . 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権
取締役会決議日	平成16年 6 月24日	平成16年 9 月17日	平成16年12月 2 日
新株予約権の数	9,455個	161個	25個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 9,455,000株	普通株式 161,000株	普通株式 25,000株
新株予約権の発行価額	0円	0円	0円
新株予約権の行使時の 1 株当たり払込金額	684円	646円	697円

営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

第1回新株予約権																																																																	
(1) 発行した新株予約権の数	9,455個																																																																
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 9,455,000株																																																																
(3) 新株予約権の発行価額	0円																																																																
(4) 新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	684円																																																																
(5) 新株予約権を行使することができる期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日																																																																
(6) 新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個に切り上げる）に限って権利を行使することができる。 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。 その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び各回下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>																																																																
(7) 新株予約権の消却の事由および消却の条件	<p>当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当行が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき株主総会で承認されたときは、当行は本新株予約権を無償で消却することができる。 新株予約権者が平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び各回下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定める条件を満たさない状態または新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを取らなかったことで権利を喪失した場合には未行使の新株予約権を無償で消却することができるものとする。但し、この場合の消却手続きに関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。</p>																																																																
(8) 有利な条件の内容	<p>新株予約権を無償で発行</p> <p>当行執行役 合計11名、1,111個、目的となる株数1,111,000株</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>個数</th> <th>氏名</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テイエリー ポルテ</td> <td>473</td> <td>石 黒 正 克</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>山 本 輝 明</td> <td>150</td> <td>ジ ョ ン E . マ ッ</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>クラーク グラニンジャー</td> <td>122</td> <td>富 井 順 三</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>ダナンジャヤ デュイベディ</td> <td>115</td> <td>加 藤 正 純</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>K . サジープ トーマス</td> <td>68</td> <td>片 山 悟</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>ジャナク ラジ</td> <td>56</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>特定使用人等（内上位9名、下記9名はいずれも当行従業員）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>個数</th> <th>氏名</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サン ホー ソン</td> <td>108</td> <td>キ ー ス フ ジ イ</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>ダ グ ラ ス ス ミ ス</td> <td>96</td> <td>畑 善 隆</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>ダニエル シャイアマン</td> <td>81</td> <td>マ ー ク キ ュ ー テ ィ ス</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>ニイティン バジパイ</td> <td>67</td> <td>ス チ ュ ア ー ト ベ イ カ ー</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>クリストファー マーティン</td> <td>58</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付与対象者</th> <th>人数</th> <th>個数</th> <th>目的となる株数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行の使用人</td> <td>2,182</td> <td>8,313</td> <td>8,313,000</td> </tr> <tr> <td>当行子会社の取締役</td> <td>3</td> <td>31</td> <td>31,000</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	個数	氏名	個数	テイエリー ポルテ	473	石 黒 正 克	30	山 本 輝 明	150	ジ ョ ン E . マ ッ	27	クラーク グラニンジャー	122	富 井 順 三	25	ダナンジャヤ デュイベディ	115	加 藤 正 純	25	K . サジープ トーマス	68	片 山 悟	20	ジャナク ラジ	56			氏名	個数	氏名	個数	サン ホー ソン	108	キ ー ス フ ジ イ	51	ダ グ ラ ス ス ミ ス	96	畑 善 隆	51	ダニエル シャイアマン	81	マ ー ク キ ュ ー テ ィ ス	50	ニイティン バジパイ	67	ス チ ュ ア ー ト ベ イ カ ー	49	クリストファー マーティン	58			付与対象者	人数	個数	目的となる株数	当行の使用人	2,182	8,313	8,313,000	当行子会社の取締役	3	31	31,000
氏名	個数	氏名	個数																																																														
テイエリー ポルテ	473	石 黒 正 克	30																																																														
山 本 輝 明	150	ジ ョ ン E . マ ッ	27																																																														
クラーク グラニンジャー	122	富 井 順 三	25																																																														
ダナンジャヤ デュイベディ	115	加 藤 正 純	25																																																														
K . サジープ トーマス	68	片 山 悟	20																																																														
ジャナク ラジ	56																																																																
氏名	個数	氏名	個数																																																														
サン ホー ソン	108	キ ー ス フ ジ イ	51																																																														
ダ グ ラ ス ス ミ ス	96	畑 善 隆	51																																																														
ダニエル シャイアマン	81	マ ー ク キ ュ ー テ ィ ス	50																																																														
ニイティン バジパイ	67	ス チ ュ ア ー ト ベ イ カ ー	49																																																														
クリストファー マーティン	58																																																																
付与対象者	人数	個数	目的となる株数																																																														
当行の使用人	2,182	8,313	8,313,000																																																														
当行子会社の取締役	3	31	31,000																																																														
(9) 割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数																																																																	
取締役会決議日	平成16年6月24日																																																																

(注) 特定使用人等の割当てを受けた者は、第1回から第3回までを通算し上位10名について記載しております。

営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

	第2回新株予約権	第3回新株予約権																				
(1) 発行した新株予約権の数	161個	25個																				
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 161,000株	普通株式 25,000株																				
(3) 新株予約権の発行価額	0円	0円																				
(4) 新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	646円	697円																				
(5) 新株予約権を行使することができる期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日	平成18年7月1日から平成26年6月23日																				
(6) 新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個に切り上げる）に限って権利を行使することができる。 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。 その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び各回下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</p>																					
(7) 新株予約権の消却の事由および消却の条件	<p>当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当行が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき株主総会で承認されたときは、当行は本新株予約権を無償で消却することができる。 新株予約権者が平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び各回下記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定める条件を満たさない状態または新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを取らなかったことで権利を喪失した場合には未行使の新株予約権を無償で消却することができるものとする。但し、この場合の消却手続きに関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。</p>																					
(8) 有利な条件の内容	<p>新株予約権を無償で発行</p> <p>特定使用人等（下記1名は当行従業員）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山村卓</td> <td>119</td> </tr> </tbody> </table> <p>特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付与対象者</th> <th>人数</th> <th>個数</th> <th>目的となる株式の種類および数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行の使用人</td> <td>3</td> <td>161</td> <td>普通株式 161,000</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	個数	山村卓	119	付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類および数	当行の使用人	3	161	普通株式 161,000	<p>新株予約権を無償で発行</p> <p>特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>付与対象者</th> <th>人数</th> <th>個数</th> <th>目的となる株式の種類および数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行の使用人</td> <td>1</td> <td>25</td> <td>普通株式 25,000</td> </tr> </tbody> </table>	付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類および数	当行の使用人	1	25	普通株式 25,000
氏名	個数																					
山村卓	119																					
付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類および数																			
当行の使用人	3	161	普通株式 161,000																			
付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類および数																			
当行の使用人	1	25	普通株式 25,000																			
(9) 割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>付与対象者</th> <th>人数</th> <th>個数</th> <th>目的となる株式の種類および数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行の使用人</td> <td>3</td> <td>161</td> <td>普通株式 161,000</td> </tr> </tbody> </table>		付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類および数	当行の使用人	3	161	普通株式 161,000												
付与対象者	人数	個数	目的となる株式の種類および数																			
当行の使用人	3	161	普通株式 161,000																			
取締役会決議日	平成16年9月17日	平成16年12月2日																				

(注) 特定使用人等の割当てを受けた者は、第1回から第3回までを通算し上位10名について記載しております。

6. 監査委員会の職務の遂行のために必要な事項

委員会等設置会社への移行に伴い取締役および執行役の職務執行を監査する監査委員会を設置し、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第21条の7第1項第2号および商法施行規則第193条に規定された監査委員会の職務の遂行のために必要な事項については、主として「内部統制規程」としてその詳細を取締役会において定めております。その概要は以下の通りです。

(1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局部長を監査委員会の職務を補助すべき使用人（「職務補助者」）として定めております。監査委員会事務局部長は、監査委員会にその業務の結果を報告する義務を負います。

なお、職務補助者の任命・解雇・配転等人事異動については監査委員会の同意を得た上で、取締役会がこれを定めることとし、執行役からの独立性を確保しております。職務補助者の賃金等の改定も、予め監査委員会の同意を得ることとなっています。

(2) 執行役および使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する事項

執行役および従業員は、監査委員会に対して当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、その他取締役会または監査委員会が定める事項を遅滞なく、定められた方法に従って報告することとしております。

また、監査委員会は、内部統制の実施状況を監査するため、いつでも監査部、与信管理部、財務部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス統轄部その他必要な部を担当する執行役ならびに使用人より、それぞれ報告を受けることとしております。

(3) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

執行役の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じ遺漏なきよう十分な注意をもって保存・管理に務めることとし、監査委員会の請求に応じて随時提供することとしております。そのほか、執行役および従業員の職務執行に関する情報については、「情報セキュリティポリシー」に従い、管理することとしております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

損失の危険の管理のための基礎となるものとして、「新生銀行リスクマネジメントポリシー」を定め、同ポリシーに則ったリスク管理体制を構築しております。

- (5) 執行役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

執行役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、企業倫理憲章および役職員行動規範からなる「倫理規程」を定め、個々の役職員全員が遵守すべきものとしております。この規程の下、必要に応じた社内規程を設け、その行動の詳細を規制しております。

以上の内部統制の実施状況を検証するために、監査部は「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を執行役社長および監査委員会に対して報告することとしております。

7. 取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針

報酬委員会によって定められた取締役及び執行役の報酬に関する方針は、次のとおりであります。

(1) 基本方針

役員報酬は、以下の項目に基づき決定するものとする。

- ・ 役員の業績
- ・ 当行の収益動向
- ・ マーケット水準

役員報酬は、トータル報酬という観点から決定するものとする。なお、外国人役員にはこれを考慮した一定のフリンジベネフィットを供与するものとする。

(2) 社外取締役報酬について

グローバル・スタンダードに基づき、トータル報酬を決定するものとする。またトータル報酬は、定額報酬、退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。

(3) 取締役兼執行役報酬および執行役報酬について

トータル報酬の目的は以下のとおりとする。

- ・ 業務執行力の高い人材の確保
- ・ 当行の業績向上への然るべきインセンティブを与えること

トータル報酬は定額報酬、業績連動報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。またトータル報酬は当行業績への貢献を勘案の上決定するものとする。尚、取締役兼執行役に対しては取締役としての報酬は支給しないものとする。

8. 会計監査人に対する報酬等

(単位：百万円)

当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	646
うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	383
うち当行が支払うべき会計監査人としての報酬の額	145

(注) 上記の「うち当行が支払うべき会計監査人としての報酬の額」の金額には、証券取引法に基づく監査分などを含んでおります。

連結貸借対照表（平成17年3月31日現在）

株式会社 新 生 銀 行
（単位 百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	277,593	預 金	3,080,206
コールローン及び買入手形	70,000	譲 渡 性 預 金	372,607
債券貸借取引支払保証金	3,744	債 券	1,242,632
買 入 金 銭 債 権	320,379	コールマネー及び売渡手形	204,295
特 定 取 引 資 産	168,501	コマーシャル・ペーパー	13,300
金 銭 の 信 託	372,224	特 定 取 引 負 債	69,101
有 価 証 券	1,478,219	借 用 金	1,160,265
貸 出 金	3,430,421	外 国 為 替	20
外 国 為 替	8,550	社 債	88,344
そ の 他 資 産	850,440	そ の 他 負 債	412,763
動 産 不 動 産	418,938	賞 与 引 当 金	10,276
債 券 繰 延 資 産	284	退 職 給 付 引 当 金	3,376
繰 延 税 金 資 産	24,623	動産不動産処分損失引当金	153
連 結 調 整 勘 定	244,042	特 別 法 上 の 引 当 金	2
支 払 承 諾 見 返	1,058,161	繰 延 税 金 負 債	20,262
貸 倒 引 当 金	149,799	支 払 承 諾	1,058,161
資 産 の 部 合 計	8,576,328	負 債 の 部 合 計	7,735,769
		（ 少 数 株 主 持 分 ）	
		少 数 株 主 持 分	53,891
		（ 資 本 の 部 ）	
		資 本 金	451,296
		資 本 剰 余 金	18,558
		利 益 剰 余 金	311,039
		株 式 等 評 価 差 額 金	3,043
		為 替 換 算 調 整 勘 定	2,738
		自 己 株 式	9
		資 本 の 部 合 計	786,667
		負 債、少数株主持分及び資本の部合計	8,576,328

連結損益計算書〔自 平成16年4月1日
至 平成17年3月31日〕

株式会社 新 生 銀 行
(単位 百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		248,641
貸出金	101,396	
貸出金	77,353	
貸出金	15,862	
貸出金	26	
貸出金	0	
貸出金	6	
貸出金	2,834	
貸出金	4,267	
貸出金	1,046	
貸出金	57,690	
貸出金	23,992	
貸出金	38,231	
貸出金	27,330	
経常費用		194,186
貸出金	34,497	
貸出金	13,533	
貸出金	137	
貸出金	6,184	
貸出金	626	
貸出金	6	
貸出金	4	
貸出金	93	
貸出金	12,924	
貸出金	687	
貸出金	299	
貸出金	15,308	
貸出金	15,475	
貸出金	97,317	
貸出金	31,588	
貸出金	4,918	
貸出金	3,919	
貸出金	22,751	
経常利益		54,454
経常利益		11,845
経常利益	779	
経常利益	10,774	
経常利益	292	
経常利益		702
経常利益	517	
経常利益	153	
経常利益	1	
経常利益	31	
経常利益		65,597
経常利益	1,438	
経常利益	3,444	
経常利益		2,006
経常利益		168
経常利益		67,435

連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等

76社

主要な会社名

株式会社アプラス

昭和リース株式会社

新生信託銀行株式会社

新生証券株式会社

新生セールスファイナンス株式会社

なお、株式会社アプラス、昭和リース株式会社他10社（注）は株式取得により、Shinsei International Limited他6社は設立により、YMS FUNDING他7社は支配権の獲得により、当連結会計年度から連結しております。

また、アポロファイナンス株式会社及び株式会社東京モーゲージは、新生プロパティファイナンス株式会社との合併により除外しております。

（注）株式会社アプラス及びその子会社6社は、9月28日付で当行の子会社となったことから、損益計算書については10月1日以降の分を連結しております。昭和リース株式会社及びその子会社4社は、3月23日付で当行の子会社となったことから、当連結会計年度は、貸借対照表のみを連結しております。

非連結の子会社及び子法人等

75社

主要な会社名

Showa Leasing (Hong Kong) LIMITED

非連結の子会社及び子法人等は、主として匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 9社
主要な会社名

シンキ株式会社

Hillcot Holdings Limited

BlueBay Asset Management Limited

なお、シンキ株式会社他4社は株式取得により、当連結会計年度から持分法を適用しております。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 75社
主要な会社名

Showa Leasing (Hong Kong) LIMITED

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、主として匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 14社

1月末日 3社

3月末日 59社

12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち1社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

以上

(連結貸借対照表の注記)

注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

3.有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結の子会社・子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

4.金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3.と同じ方法により行っております。

5.デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

6.売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

7.当行並びに連結される子会社及び子法人等の動産不動産の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

動 産 2年～15年

当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機の減価償却は、従来、定率法によっておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。この変更は、リテール業務の更なる強化を目的に店舗外ATMの投資を拡大していく等の今後の方針を踏まえ、ATMを含む電子計算機(パソコン以外)の償却方法を見直した結果、減価償却費を每期均分化して計上する定額法に変更することにより、より収益との合理的な対応を図ることができることと判断したことによるものであります。この結果、従来と同一の方法によった場合と比べ、営業経費が374百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額増加しております。

8.「その他資産」及び「動産不動産」に含まれている連結される子会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっております。

9.自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年または8年)に基づく定額法により償却しております。

10. 株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結される子会社に対する支配獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却方法及び償却期間は次のとおりであります。なお、無形資産は「その他資産」に含めて計上しております。

(1) 株式会社アプラス

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年
商権価値（加盟店関係）	級数法	20年

(2) 昭和リース株式会社

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	20年
契約価値（保守契約関係）	定額法	契約残存年数による
契約価値（サブリース契約関係）	定額法	契約残存年数による

11. 当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。

- (1) その他資産のうち社債発行費は、商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。
- (2) 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。
- (3) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。
連結される子会社の社債発行費は、償還期限までの期間に対応して償却しております。
また、連結される子会社及び子法人等の創立費及び新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

12. 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結の子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの連結決算日等の為替相場により換算しております。

13. 当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

当行では破綻懸念先及び下記29.の貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息に受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者

に対する債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,401百万円であります。

国内信託銀行子会社以外の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

14. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

15. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理（一部の連結される子会社は発生年度の翌年度から損益処理）

なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

16. 動産不動産処分損失引当金は、当行支店等の移転に伴う原状回復費用等について、合理的に算出した損失見込額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

17. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

18. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における

金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は391百万円、繰延ヘッジ利益は261百万円であります。

また、一部の連結される子会社において、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理を適用しております。なお、国内の連結されるリース子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号）に規定する繰延ヘッジを適用しております。

19. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

20. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

21. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

22. 当行及び国内の連結される子会社の一部は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

23. 特別法上の引当金は、証券取引責任準備金であり、以下のとおり計上しております。

証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内の連結される証券子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めるところにより算出した額を計上しております。

24. 動産不動産の減価償却累計額 15,397百万円

25. 動産不動産の圧縮記帳額 3,286百万円

26. 連結貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部等については、リース契約により使用しております。

27. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,622百万円、延滞債権額は48,181百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,422百万円、延滞債権額は4,256百万円であります。
28. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,599百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金に係わる3カ月以上延滞債権は1,041百万円であります。
29. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,614百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金に係わる貸出条件緩和債権は18,270百万円であります。
30. 貸出金に係わる破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は80,018百万円であります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金に係わる破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,011百万円であります。
なお、27. から30. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
31. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、118,143百万円であります。
32. 貸出債権証券化（CLO - Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、252,812百万円であります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を98,091百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額350,904百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
33. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は38百万円であります。

34. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	103百万円
有価証券	376,310百万円
貸出金	280百万円
その他資産	82,077百万円
動産不動産	321百万円

担保資産に対応する債務

預金	11,059百万円
借入金	128,764百万円
その他負債	921百万円

なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権38,669百万円を差し入れております。

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券128,356百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は16,634百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4,540百万円であります。

35. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は2,486百万円、繰延ヘッジ利益の総額は3,726百万円であります。

36. その他資産には、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結される子会社に対する全面時価評価法の適用により計上された無形資産77,229百万円が含まれております。

37. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金175,000百万円が含まれております。

38. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債72,834百万円が含まれております。

39. 1株当たりの純資産額329円65銭

40. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び特定取引有価証券が含まれております。以下44.まで同様であります。

売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額	153,874百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(益)	2,236

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額	う ち 益	う ち 損
債 券	525百万円	525百万円	0百万円	0百万円	0百万円
国 債	25	26	0	0	-
社 債	499	499	0	-	0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	連結貸借対照表 計上額	評価差額	うち 益	うち 損
株 式	16,910百万円	18,695百万円	1,784百万円	1,788百万円	3百万円
債 券	1,075,877	1,076,759	791	1,031	240
国 債	586,890	587,790	808	859	50
地 方 債	134,619	134,548	70	1	71
社 債	354,366	354,419	52	170	118
そ の 他	84,260	87,089	2,682	3,494	812
合 計	1,177,047	1,182,543	5,257	6,314	1,056

(注)「その他」は主として外国債券であります。

なお、上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(益)238百万円は含まれておりません。上記の評価差額5,257百万円から繰延税金負債2,128百万円を差引いた額3,129百万円のうち少数株主持分相当額112百万円を控除した額に、時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等への出資持分に係る評価差額金0百万円、及び持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額26百万円を加算した額3,043百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

また、当連結会計年度において、株式転換権の行使に伴い、従来その他有価証券として保有していたシンキ株式会社の株式及び転換社債(合計21,145百万円)の保有目的を関連法人等株式に変更しております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて、1,225百万円の減損処理を行っております。なお、当該減損処理に伴う個別ヘッジの中止による損益が計上されております。

時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

41. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

42. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
634,605百万円	5,796百万円	3,656百万円

43. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額
非連結の子会社・関連法人等株式	23,097百万円
その他有価証券	
非上場株式	6,214
非上場地方債	17,085
非上場社債	174,881
非上場外国証券	21,988
その他	3,331

44. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	630,896百万円	596,060百万円	7,120百万円	35,174百万円
国債	225,573	321,895	5,172	35,174
地方債	147,819	3,805	9	-
社債	257,503	270,360	1,938	-
その他	6,283	66,555	28,334	6,282
合計	637,179	662,616	35,455	41,456

45. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額 218,258百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(損) 6,016

満期保有目的の金銭の信託はありません。

その他の金銭の信託

取得原価 153,965百万円

連結貸借対照表計上額 153,965

評価差額 -

46. 売買目的の買入金銭債権の評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額 189,908百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(益) 2,137

47. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは13,749百万円であります。

48. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,277,644百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,095,283百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

49. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	68,122百万円
年金資産（時価）	61,539
未積立退職給付債務	6,582
未認識年金資産	160
会計基準変更時差異の未処理額	6,054
未認識数理計算上の差異	8,667
未認識過去勤務債務	5,138
連結貸借対照表計上額の純額	2,839
前払年金費用	6,216
退職給付引当金	3,376

50. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

(連結損益計算書の注記)

注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- | | |
|------------------------|--------|
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 46円78銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 34円98銭 |
4. 信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

総合・個品あっせん	7・8分法
信用保証(保証料契約時一括受領)	7・8分法
信用保証(保証料分割受領)	定額法

(残債方式契約)

総合・個品あっせん	残債方式
信用保証(保証料分割受領)	残債方式

(注)計上方法の内容は次のとおりであります。

- (1) 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。
 - (2) 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。
5. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

6. その他経常収益には、金銭の信託運用益16,879百万円を含んでおります。
7. 無形資産償却額は、株式会社アプラス及びその連結される子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産に係る当連結会計年度の償却額であります。
8. 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行及び国内の連結される子会社の一部は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から「営業経費」に含めて表示しております。
9. 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成17年5月18日

株式会社 新 生 銀 行
取締役会 御中

監査法人 ト - マ ツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	後 藤	順 子 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	宮 崎	茂 ⑩

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第21条の32第2項の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第5期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社及び連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社新生銀行及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以 上

監査委員会の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第5期営業年度における連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下「連結計算書類」という。）について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査委員会は、その定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類につき、執行役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、これに基づき検証いたしました。また、必要に応じて子会社及び連結子会社の会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人「監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成17年5月19日

株式会社	新生銀行	監査委員会
	監査委員	青木 昭 ⑩
	監査委員	小川 信明 ⑩
	監査委員	可児 滋 ⑩
	監査委員	長島 安治 ⑩

(注) 監査委員は全員が、商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役であり、執行役ではありません。

以上

第5期末（平成17年3月31日現在）貸借対照表

株式会社 新 生 銀 行

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	162,208	預当座預金	3,156,271
現金	10,569	普通預金	42,416
預け	151,639	通知預金	957,333
二口一保証	70,000	定期預金	18,016
債券貸借取引支払	3,744	その他の預金	1,786,066
買入取引金	108,410	譲渡性の預金	352,437
特定引当金	166,817	債権証券	372,607
商取有価証券	246	債券発行高	1,246,862
特定引当金	104,657	二口一ルマネ債	1,246,862
特定引当金	0	特定引当金	204,295
特定引当金	61,912	特定引当金	64,296
現金	415,395	特定引当金	12
有価証券	1,820,753	特定引当金	64,284
国債	586,773	借入金	325,394
地方債	151,634	借入金	325,394
株主の他の証券	534,062	外国為替預り	289
貸出	389,624	外国他店預り	270
引形手貸付	158,658	未払外国為替債	18
証券書貸付	3,443,721	その他負税等	50,000
当座為替	30	未払法人税	128,663
外国為替	180,238	未払費用	796
外買取	2,839,653	先物取引差金	43,398
立外	423,800	金融派生商品	1,029
その他	8,550	繰延ヘッジ利益	11
前払費用	6,868	その他の負債	18,328
先物取引差金	8	賞与引当金	2,463
金融派生商品	1,674	退職給付引当金	62,635
社債発行費	220,972	不動産処分損失引当金	7,616
安定化基金	788	支払承合	1,010
の他の動産	22,162	負債の部合計	5,607,357
土地建物	2,366		
建設仮払金	2	(資本の部)	
保証金	23,785	資本剰余金	451,296
債券繰延資産	157	資本準備金	18,558
債券発行費用	70,239	利益剰余金	18,558
の他の動産	101,469	当期未処分利益	313,272
土地建物	26,499	当期純利益	6,249
建設仮払金	20,300	株式等評価差額	307,022
保証金	966	自己株	68,097
債券繰延資産	5,232	資本の部合計	5,822
債券発行費用	285		
の他の動産	11	負債及び資本の部合計	788,945
土地建物	274		
建設仮払金	23,543		
保証金	49,896		
債券繰延資産	124,499		
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産			
債券発行費用			
の他の動産			
土地建物			
建設仮払金			
保証金			
債券繰延資産		</	

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

3．有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

なお、満期保有目的の債券はありません。

4．金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3．と同じ方法により行っております。

5．デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

6．売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

7．動産不動産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ＡＴＭ等）については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	13年～50年
動 産	2年～15年

パソコン以外の電子計算機の減価償却は、従来、定率法によっておりましたが、当期より定額法に変更しております。この変更は、リテール業務の更なる強化を目的に店舗外ＡＴＭの投資を拡大していく等の今後の方針を踏まえ、ＡＴＭを含む電子計算機（パソコン以外）の償却方法を見直した結果、減価償却費を毎期均分化して計上する定額法に変更することにより、より収益との合理的な対応を図ることができることと判断したことによるものであります。この結果、従来と同一の方法によった場合と比べ、営業経費が374百万円減少し、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額増加しております。

8．自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

9．繰延資産は、次のとおり償却しております。

(1) その他の資産のうち社債発行費は、商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

(2) 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。

(3) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

10．外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記29.の貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,965百万円であります。

12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

14. 動産不動産処分損失引当金は、支店等の移転に伴う原状回復費用等について、合理的に算出した損失見込額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。
- 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
- また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各営業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。
- なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は391百万円、繰延ヘッジ利益は261百万円であります。
17. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。
18. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
19. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
20. 当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
21. 子会社の株式総額 361,646百万円
22. 子会社に対する金銭債権総額 93,950百万円
23. 子会社に対する金銭債務総額 117,145百万円
24. 動産不動産の減価償却累計額 10,199百万円
25. 動産不動産の圧縮記帳額 3,286百万円
26. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部等については、リース契約により使用しております。
27. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,330百万円、延滞債権額は41,253百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第

97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

28. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3,170百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

29. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,319百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

30. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は50,073百万円であります。

なお、27. から30. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

31. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の期末残高の総額は、118,143百万円であります。

32. 貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の期末残高の総額は、252,812百万円であります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を98,091百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額350,904百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

33. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は38百万円であります。

34. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 10百万円

有価証券 372,692百万円

担保資産に対応する債務

預金 11,059百万円

借入金 2百万円

その他負債 921百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券128,320百万円を差し入れております。

35. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,597百万円、繰延ヘッジ利益の総額は4,061百万円であります。

36. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金197,834百万円が含まれております。

37. 社債は、劣後特約付社債50,000百万円であります。

38. 1株当たりの純資産額 331円33銭

39. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、12,607百万円であります。

40. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び特定取引有価証券が含まれております。以下43.まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額 153,446百万円

当期の損益に含まれた評価差額（益） 2,235

満期保有目的の債券はありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
関連法人等株式	21,145百万円	25,644百万円	4,498百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち 益	うち 損
株 式	4,169百万円	5,378百万円	1,208百万円	1,208百万円	- 百万円
債 券	1,076,131	1,076,962	740	981	240
国 債	585,875	586,773	807	858	50
地 方 債	134,619	134,548	70	1	71
社 債	355,636	355,640	3	121	118
そ の 他	80,217	83,022	2,657	3,470	812
合 計	1,160,517	1,165,362	4,607	5,660	1,053

（注）「その他」は主として外国債券であります。

なお、上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額（益）238百万円は含まれておりません。

上記の評価差額4,607百万円から繰延税金負債1,874百万円を差引いた額2,732百万円に、従来その他有価証券として保有していた関連法人等株式に係る保有目的変更前の評価差額金3,089百万円及び時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等への出資持分に係る評価差額金0百万円を加算した額5,822百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

また、当期において、株式転換権の行使に伴い、従来その他有価証券として保有していたシンキ株式会社株式及び転換社債（合計21,145百万円）の保有目的を関連法人等株式に変更しております。

当期において、その他有価証券で時価のあるものについて、1,225百万円の減損処理を行っております。なお、当該減損処理に伴う個別ヘッジの中止による損益が計上されております。

時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

41. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
633,595百万円	5,670百万円	3,584百万円

42. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	363,386百万円
関連法人等株式	4,214
その他有価証券	
非上場株式	2,289百万円
非上場地方債	17,085
非上場社債	173,362
非上場外国証券	21,939
その他	3,423

43. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	628,394百万円	596,721百万円	7,120百万円	35,174百万円
国 債	225,071	321,355	5,172	35,174
地 方 債	147,819	3,805	9	-
社 債	255,504	271,560	1,938	-
そ の 他	6,283	66,219	28,301	2,251
合 計	634,678	662,940	35,421	37,425

44. 従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他の資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法の一部を改正する法律」（平成16年6月9日法律第97号）により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当期から「その他の証券」に含めて表示しております。

45. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 344,070百万円

当期の損益に含まれた評価差額（益） 1,259

満期保有目的の金銭の信託はありません。

その他の金銭の信託

取得原価 71,325百万円

貸借対照表計上額 71,325

評価差額 -

46. 売買目的の買入金銭債権の評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

貸借対照表計上額 70,593百万円

当期の損益に含まれた評価差額（損） 41

47. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当期末に当該処分をせずに所有しているものは13,509百万円であります。

48. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,080,600百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが1,892,543百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

49. 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	52,208百万円
年金資産（時価）（含む退職給付信託）	48,267
未積立退職給付債務	3,941
会計基準変更時差異の未処理額	6,054
未認識数理計算上の差異	5,199
未認識過去勤務債務	3,983
貸借対照表計上額の純額	3,329
前払年金費用	4,339
退職給付引当金	1,010

50. 「未収金」（当期51,762百万円）については、前期は区分掲記していましたが、当期において資産総額の1/100以下となったことから「その他の資産」に含めて表示しております。

51. 「未払金」（当期10,084百万円）及び「仮受金」（当期6,870百万円）については、前期は区分掲記していましたが、当期において負債及び資本の合計額の1/100以下となったことから「その他の負債」に含めて表示しております。

52. 貸借対照表は、従来、長期信用銀行法施行規則別紙様式第2号の2に準拠して作成していましたが、平成16年4月1日をもって普通銀行へ転換したことに伴い、当期からは銀行法施行規則別紙様式第3号の2に準拠して作成しております。

第5期〔平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで〕損益計算書

株式会社 新 生 銀 行
(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	173,068
資 金 運 用 収 益	81,826
貸 出 金 利 息	58,569
有 価 証 券 利 息 配 当 金	15,551
コ ー ル ロ ー ン 利 息	26
買 現 先 利 息	0
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	6
買 入 手 形 利 息	0
預 け 金 利 息	2,775
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	4,267
そ の 他 の 受 入 利 息	629
役 務 取 引 等 収 益	20,516
受 入 為 替 手 数 料	708
そ の 他 の 役 務 収 益	19,807
特 定 取 引 収 益	22,305
商 品 有 価 証 券 収 益	483
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	2,197
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	19,624
そ の 他 業 務 収 益	10,765
国 債 等 債 券 売 却 益	3,679
そ の 他 の 業 務 収 益	7,085
そ の 他 経 常 収 益	37,654
株 式 等 売 却 益	2,735
金 銭 の 信 託 運 用 益	29,595
そ の 他 の 経 常 収 益	5,323
経 常 費 用	126,370
資 金 調 達 費 用	29,127
預 金 利 息	13,575
預 讓 性 預 金 利 息	137
債 券 利 息	6,201
コ ー ル マ ネ ー 利 息	626
売 現 先 利 息	6
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	4
借 用 金 利 息	8,269
社 債 利 息	3
そ の 他 の 支 払 利 息	301

科 目	金 額	
役 務 取 引 等 費 用	8,859	
支 払 為 替 手 数 料	1,650	
そ の 他 の 役 務 費 用	7,208	
特 定 取 引 費 用	113	
そ の 他 の 特 定 取 引 費 用	113	
そ の 他 の 業 務 費 用	4,939	
外 国 為 替 売 買 損	208	
国 債 等 債 券 売 却 損	2,250	
国 債 等 債 券 償 却	756	
債 券 発 行 費 用 償 却	301	
社 債 発 行 費 償 却	78	
金 融 派 生 商 品 費 用	1,182	
そ の 他 の 業 務 費 用	161	
営 業 経 費	70,088	
そ の 他 経 常 費 用	13,242	
貸 出 金 償 却	1,731	
株 式 等 売 却 損	163	
株 式 等 償 却	2,046	
金 銭 の 信 託 運 用 損	233	
そ の 他 の 経 常 費 用	9,066	
経 常 利 益		46,697
特 別 利 益		18,737
動 産 不 動 産 処 分 益	2	
償 却 債 権 取 立 益	638	
そ の 他 の 特 別 利 益	18,095	
特 別 損 失		575
動 産 不 動 産 処 分 損	422	
動 産 不 動 産 処 分 損 引 当 金 繰 入 額	153	
税 引 前 当 期 純 利 益		64,859
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,374
法 人 税 等 調 整 額		864
当 期 純 利 益		68,097
前 期 繰 越 利 益		243,351
中 間 配 当 額		3,688
利 益 準 備 金 積 立 額		737
当 期 未 処 分 利 益		307,022

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．子会社との取引による収益総額	3,922百万円
子会社との取引による費用総額	1,658百万円
3．1株当たり当期純利益金額	47円27銭
4．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	35円32銭

5．特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

6．「その他の特別利益」には、貸倒引当金取崩額17,804百万円を含んでおります。

7．「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年3月法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する営業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第12号）に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当期から「営業経費」に含めて表示しております。

8．損益計算書は、従来、長期信用銀行法施行規則別紙様式第2号の2に準拠して作成していましたが、平成16年4月1日をもって普通銀行へ転換したことに伴い、当期からは銀行法施行規則別紙様式第3号の2に準拠して作成しております。

第5期 利益処分

株式会社 新 生 銀 行
(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	307,022,297,547
利 益 処 分 額	4,426,936,806
利 益 準 備 金	738,000,000
第 2 回 甲 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき6円50銭) 484,432,000
第 3 回 乙 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき2円42銭) 1,452,000,000
普 通 株 式 配 当 金	(1株につき1円29銭) 1,752,504,806
次 期 繰 越 利 益	302,595,360,741

【第5期利益処分に関する参考事項】

1. 利益処分に関する中長期的な方針

配当につきましては、収益動向等の経営成績やその将来の見通しを踏まえ、グローバルスタンダードに基づき株主の皆様様に収益配分を図っていくことを基本方針と考えておりますが、安定性や内部留保とのバランスにも留意していく必要はあるものと考えております。

2. 当期の利益処分の理由

当期の配当につきましては、優先株式については所定の配当金を、普通株式につきましては、上記方針を踏まえつつ、内部留保とのバランスや公的資金導入に伴う経営健全化計画にも配慮した結果、普通株式1株につき1円29銭とさせていただきました。中間配当金1円29銭とあわせて、年間配当金2円58銭と、前年度比36銭(16.2%)の増配となっております。

独立監査人の監査報告書

平成17年5月18日

株式会社 新生銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古澤	茂	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	後藤	順子	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮崎	茂	印

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第21条の第26第4項の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第5期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第5期営業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査委員会は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）第21条の7第1項第2号及び商法施行規則第193条に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びにそれに基づき構築されている内部統制システムについて監視・検証いたしました。さらに、監査委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、重要な会議に出席し又は監査委員会の職務を補助すべき使用人をして出席せしめ、取締役及び執行役等から内部統制を含むその職務の執行に関する事項の報告を受け又は聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し又は監査委員会の職務を補助すべき使用人をして閲覧せしめ、業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に係わる営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査法人から報告及び説明を受け、これに基づき計算書類及び附属明細書につき検証いたしました。

取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社間の利益相反取引、会社が行なった無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役又は執行役等から報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 商法特例法第21条の7第1項第2号及び商法施行規則第193条に掲げる事項に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 会計監査人「監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役又は執行役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社間の利益相反取引、会社が行なった無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役及び執行役の義務違反は認められません。
- (7) 子会社に関する調査の結果、取締役及び執行役の職務執行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成17年5月19日

株式会社	新生銀行	監査委員会
	監査委員 青木 昭	(印)
	監査委員 小川 信	(印)
	監査委員 可児 滋	(印)
	監査委員 長島 安治	(印)

(注) 4名の監査委員全員が、商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役であり、執行役ではありません。

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

1,358,378個

2. 議案および参考事項

第1号議案 取締役17名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役17名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社 株 式 の 数
1	や しる まさ もと 八 城 政 基 (昭和4年2月14日生)	昭和33年6月 スタダート・ウァキューム・オイル日本支社（現イクソモビル有限会社）入社 昭和47年9月 スタダート・オイル・ニュージヤージー（現イクソモビル・コーポレーション）取締役会長特別補佐 昭和49年6月 イソ石油株式会社取締役社長 昭和54年8月 イソ・イスタ社取締役筆頭副社長 昭和61年2月 イソ石油株式会社取締役社長 平成元年11月 シェパルク・エヌ・イー在日代表 平成12年3月 当行代表取締役会長兼社長 平成16年6月 当行取締役代表執行役会長兼社長（現任） 平成16年8月 中国銀行業監督管理委員会国際顧問委員会委員（現任） 平成16年9月 中国建設銀行社外取締役（現任）	0株
2	ティエリー ホールテ (昭和32年6月28日生)	昭和54年9月 エルガン・スタル入社 平成3年1月 同社マネージング・ディレクター 平成7年9月 エルガン・スタル・ジャパン社長 平成15年11月 当行執行役員副会長 平成16年6月 当行取締役代表執行役副会長（現任）	406,202株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社 株 式 の 数
3	すぎ やま じゅん じ 杉 山 淳 二 (昭和21年4月15日生)	昭和45年5月 三和銀行(現UFJ銀行)入行 平成8年6月 同行取締役 平成11年6月 同行常務執行役員 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス常務執行役員 平成14年1月 同社専務執行役員 平成14年4月 株式会社アールエス顧問 平成14年6月 同社代表取締役社長(現任)	0株
4	やま もと てる あき 山 本 輝 明 (昭和23年11月24日生)	昭和46年4月 当行入行 平成12年6月 当行執行役員 平成13年6月 当行常務取締役 平成14年6月 当行専務取締役 平成16年6月 当行代表執行役専務執行役(現任) 平成17年2月 株式会社アールエス取締役(現任)	1,243株
5	あお き あきら 青 木 昭 (昭和6年11月30日生)	昭和28年4月 日本銀行入行 昭和60年9月 同行理事 平成元年10月 日本輸出入銀行副総裁 平成4年6月 日本証券金融株式会社取締役社長 平成10年6月 同社取締役会長 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成14年6月 日本証券金融株式会社相談役(現任)	0株
6	マイケル J. ホースキン (昭和20年9月23日生)	昭和45年9月 スタンフォード大学助教授 昭和53年9月 同大学教授 平成元年1月 大統領経済諮問委員会委員長 平成5年9月 スタンフォード大学フーバー研究所T.M.フリートマン経済学教授上級研究員(現任) 平成6年4月 オラクル・コーポレーション取締役(現任) 平成11年6月 ホーダフォン・グループ取締役(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任)	105,783株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社 株 式 の 数
7	エミリオ ホーティン (昭和9年10月1日生)	昭和33年10月 サタンテール銀行入行 昭和52年10月 同行最高経営責任者 昭和61年12月 同行会長 平成11年4月 バンコ・サタンテール・セントラル・イスパノ会長 平成12年4月 当行取締役(現任) 平成15年7月 サタンテールグループ会長(現任)	0株
8	ティモシー C. コリンズ (昭和31年10月8日生)	昭和49年1月 カミズ・エンジン社入社 昭和56年9月 ブーズ・アル・ハミルトン社入社 昭和59年8月 ラード・フル社入社 平成2年1月 ネックス社入社 平成7年10月 リップ・ルウド・ホールディングス 最高経営責任者 (現任) 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成17年3月 アル・エイジ・エイ・インターナショナル 最高経営責任者 (現任)	25,375,644株
9	J. クリストファー フォーズ (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 ゴールドマン・サックス社入社 昭和63年12月 同社ハートナー 平成8年10月 エンスターグループ社取締役(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成14年11月 J. C. フォーズ 社会長(現任)	88,283,355株
10	いま い たかし 今 井 敬 (昭和4年12月23日生)	昭和27年4月 富士製鐵株式会社(現新日本製鐵株式会 社)入社 平成5年6月 同社代表取締役社長 平成10年4月 同社代表取締役会長 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成14年5月 社団法人日本経済団体連合会名誉会長 (現任) 平成15年6月 新日本製鐵株式会社相談役名誉会長(現 任)	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社 株 式 の 数
11	かにしげる 可 児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問(現任) 平成16年6月 当行取締役(現任)	0株
12	フレッド H. ラングハマー (昭和19年1月13日生)	昭和45年9月 トットウェルジャパン株式会社輸入部門セ・クル ネージャー 昭和50年1月 エステロダージュジャパン入社、社長 昭和60年9月 エステロダージュ株式会社入社、最高執行責任 者 平成7年9月 同社社長兼最高執行責任者 平成12年1月 同社最高経営責任者 平成15年3月 ジレット社取締役(現任) 平成16年7月 エステロダージュ株式会社海外事業専属会長 (現任) 平成17年1月 ウォルト・ディズニース社取締役(現任)	0株
13	まきはらみのる 禎 原 稔 (昭和5年1月12日生)	昭和31年3月 三菱商事株式会社入社 昭和62年6月 米国三菱商事会社社長 平成4年6月 三菱商事株式会社取締役社長 平成10年4月 同社取締役会長 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成12年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長 平成16年6月 三菱商事株式会社相談役(現任) 平成16年9月 米IBM社取締役(現任)	0株
14	ながしまやすはる 長 島 安 治 (大正15年6月22日生)	昭和28年4月 弁護士登録 昭和36年1月 長島・大野法律事務所(現長島・大野・ 常松法律事務所)パートナー 平成9年1月 同事務所顧問(現任) 平成15年4月 東京大学法科大学院運営諮問委員会委員 (現任) 平成16年6月 当行取締役(現任)	0株

番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社 株式の数
15	ルシオ A. ノト (昭和13年4月24日生)	昭和37年6月 モビル・コーポレーション入社 平成6年3月 同社会長兼最高経営責任者 平成7年2月 米IBM社取締役(現任) 平成10年1月 アルリア・グループ取締役(現任) 平成11年12月 エクソ・モビル・コーポレーション副会長 平成13年3月 ミッド・ストリーム・パートナーズ・マネージング・パートナー(現任) 平成13年5月 コナテッド・オートグループ取締役(現任)	9,000株
16	おがわのぶあき 小川信明 (昭和14年3月13日生)	昭和43年4月 弁護士登録 昭和45年8月 小川法律事務所(現小川・友野法律事務所)パートナー(現任) 平成4年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 日本弁護士連合会事務総長 平成10年11月 当行監査役 平成12年3月 当行取締役(現任)	0株
17	ジョン S. ヴァース Jr. (昭和14年9月12日生)	昭和38年8月 ファースト・ホストン・コーポレーション入社 昭和53年10月 エルガン・スタンレー入社 昭和62年3月 エルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成4年1月 エルガン・スタンレー・アジアリミテッド 会長 平成13年2月 エルガン・スタンレー アドバザリティー・イレクター(現任) 平成13年8月 マニトウ・ベンチャー・パートナー(現任) 平成17年5月 シーユアン・ベンチャー スペシャル・イレクター(現任)	20,000株

(注) 候補者 青木昭、マイケル J. ホースキ、エミリオ ホーティン、テイシー C. コリンズ、J. クリストファー フラウス、今井敬、可児滋、フレッド H. ラングハマー、榎原稔、長島安治、ルシオ A. ノト、小川信明、ジョン S. ヴァース Jr. の各氏は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の事由

経営の監督と執行の分離をより明確にするため、取締役会長を取締役会の議長として位置づけるとともに、執行役社長を業務執行の中心として明確に位置づけるため株主総会の議長を執行役社長が行うこととし、これに基づき定款第16条を新設するとともに現行定款第10条、第11条、第19条および第20条に所要の変更をおこなうものであります。平成16年4月1日付で長期信用銀行から普通銀行に転換したことに伴い、長期信用債券に関する現行定款第7章に規定される長期信用債券に関する条項を削除するものであります。

附則（現行定款第37条）記載の委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除規定の内容を明確化するため、旧定款第19条の2および第25条の2を本文中に記載するものであります。

以上の定款変更に伴う章数および条数の変更およびこれに伴う所要の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章の2 優先株式 （優先配当金）</p> <p>第9条の2 当銀行は、第<u>33</u>条に定める利益配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という。）または優先株式の登録質権者（以下優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録質権者（以下普通登録質権者という。）に先立ち、甲種優先株式1株につき年100円、乙種優先株式1株につき年10円を上限として、その発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下優先配当金という。）を支払う。 （以下省略）</p>	<p>第2章の2 優先株式 （優先配当金）</p> <p>第9条の2 当銀行は、第<u>32</u>条に定める利益配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という。）または優先株式の登録質権者（以下優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録質権者（以下普通登録質権者という。）に先立ち、甲種優先株式1株につき年100円、乙種優先株式1株につき年10円を上限として、その発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下優先配当金という。）を支払う。 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第9条の3 当銀行は、<u>第34条</u>に定める中間配当金を支払うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(この定款において優先中間配当金という。)を支払う。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第9条の3 当銀行は、<u>第33条</u>に定める中間配当金を支払うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(この定款において優先中間配当金という。)を支払う。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第10条</p> <p>(条文省略)</p> <p>3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき<u>執行役会長</u>がこれを招集する。</p> <p>4 <u>執行役会長</u>が欠員または事故があるときは、<u>執行役副会長</u>がこれに代わり、<u>執行役会長</u>および<u>執行役副会長</u>ともに欠員または事故があるときは、<u>執行役社長</u>がこれに代わる。<u>執行役会長</u>、<u>執行役副会長</u>および<u>執行役社長</u>のいずれも欠員または事故があるときは、<u>取締役会の定めるところにより</u>、他の執行役がこれに代わる。</p> <p>(議長)</p> <p>第11条 株主総会の議長は、<u>執行役会長</u>がこれに当たる。</p> <p>2 <u>執行役会長</u>が欠員または事故があるときは、<u>執行役副会長</u>がこれに代わり、<u>執行役会長</u>および<u>執行役副会長</u>ともに欠員または事故があるときは、<u>執行役社長</u>がこれに代わる。<u>執行役会長</u>、<u>執行役副会長</u>および<u>執行役社長</u>のいずれも欠員または事故があるときは、<u>取締役会の定めるところにより</u>、他の執行役がこれに代わる。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第10条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき<u>執行役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>4 <u>執行役社長</u>が欠員または事故があるときは、<u>執行役会長</u>がこれに代わり、<u>執行役社長</u>および<u>執行役副会長</u>ともに欠員または事故があるときは、<u>取締役会の定めるところにより</u>、他の執行役がこれに代わる。</p> <p>(議長)</p> <p>第11条 株主総会の議長は、<u>執行役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2 <u>執行役社長</u>が欠員または事故があるときは、<u>執行役会長</u>がこれに代わり、<u>執行役社長</u>および<u>執行役副会長</u>ともに欠員または事故があるときは、<u>取締役会の定めるところにより</u>、他の執行役がこれに代わる。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (<u>取締役会長</u>)</p> <p><u>第16条</u> <u>取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから取締役会長1名を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第19条 <u>取締役会は、取締役である執行役会長が招集し、執行役会長が欠員のとき、執行役会長が取締役ではないとき、または執行役会長に事故があるときは、取締役である執行役副会長がこれに当たる。</u></p> <p>2 <u>執行役会長および執行役副会長ともに欠員のとき、取締役ではないときまたは事故あるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。執行役会長、執行役副会長および執行役社長がいずれも欠員のとき、取締役ではないときまたは事故あるときは取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第20条 <u>取締役会の議長は、取締役である執行役会長がこれに当たり、執行役会長が欠員のとき、執行役会長が取締役でないとき、または執行役会長に事故があるときは、取締役である執行役副会長がこれに当たる。</u></p> <p>2 <u>執行役会長および執行役副会長ともに欠員のとき、取締役ではないときまたは事故あるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。執行役会長、執行役副会長および執行役社長がいずれも欠員のとき、取締役ではないときまたは事故あるときは取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第17条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</u></p> <p>2 <u>取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)</u>または事故あるときは取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第21条 <u>取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長が欠員のときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</u></p> <p>2 <u>取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)</u>または事故あるときは取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第21条～第28条 (条文省略)</p> <p>第7章 長期信用債券 (名称)</p> <p>第29条 <u>当銀行の発行する債券は、長期信用債券と称する。</u> (発行限度)</p> <p>第30条 <u>当銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律その他の法律により認められた金額を限度として、債券を発行することができる。</u></p>	<p>第22条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8章 計算 第31条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算 第30条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>第9章 附則 (委員会等設置会社移行前の取締役及び監査役の責任免除) 第37条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第8章 附則 (委員会等設置会社移行前の取締役及び監査役の責任免除) 第36条 (現行どおり) <u><変更前定款第19条の2、第25条の2></u> <u>(取締役の責任免除)</u> <u>第19条の2 当銀行は、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 当銀行は、社外取締役との間で、商法第266条第1項第5号の行為に関する責任について、商法第266条第19項各号の金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u> <u>(監査役の責任免除)</u> <u>第25条の2 当銀行は、監査役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u></p>

第3号議案 当行および当行子会社の役職員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当行の取締役・執行役・従業員および当行完全子会社の取締役・従業員の一部に対しストックオプションとして新株予約権を発行することについてご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当行グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、当行グループの企業価値の向上を図ることを目的とし、当行の取締役・執行役・従業員および当行完全子会社の取締役・従業員の一部に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、当行取締役会は、下記「3. 新株予約権発行の要領」としてご承認いただいた範囲内で、行使期間および行使条件が異なる新株予約権を発行できるものとします。

2. 新株予約権割当の対象者

当行の取締役・執行役・従業員および当行完全子会社の取締役・従業員の一部に対し新株予約権24,000個を上限として割当てるものとします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 発行する新株予約権の目的となる株式の種類および数

当行普通株式 24,000,000株を上限とする。

なお、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

24,000個（新株予約権1個につき当行の普通株式1,000株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際し、新株予約権1個当りの払込金額は、次により決定される1株当りの払込金額（以下、「行使価額」という。）に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の発行日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その価額が発行日の終値を下回

る場合は、発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合および株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（併合の場合は減少株式数を減ずる）

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行日から平成27年6月23日までの範囲で、当行取締役会が決定する。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、本株主総会およびその後の当行取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員および当行完全子会社の取締役・従業員の一部との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または、当行が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき株主総会で承認されたときは、当行は本新株予約権を無償で消却することができる。

本新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が(6)の「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態または新株予約権者の相続人が(6)の相続手続きを取らなかったことで権利を喪失した場合には未行使の新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当行取締役会の承認を要するものとする。

第4号議案 自己株式取得の件

当行および当行子会社の役職員に対しストックオプションを実施するため、さらに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、本総会終結の時から次期定時総会の終結の時までに、商法第210条の規定に基づき、当行普通株式25百万株、取得価額の総額175億円を限度として買い受けることにつき、ご承認をお願いするものであります。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Vodafone live!）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。
（「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標または登録商標です。）
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は株主総会前日（平成17年6月23日（木曜日））の24時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明点等ございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書取得（または携帯電話番号情報の送信）等をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 「議決権行使コード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知いたします。また株主総会の招集ご通知をパソコンに電子メールで送信することに同意された株主様につきましては、ご自分の「パスワード」を株主様が変更されるまで継続的にご利用いただくこととなりますので、パスワードの管理には充分ご注意ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数回の議決権行使（やり直し）が可能です。この場合は最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以上

システム等に関するお問合せ

UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生銀行 本店 1階新生ホール
- 最寄り駅
- ・地下鉄 - 日比谷線 霞ヶ関駅 (C4出口)
 - 丸ノ内線 霞ヶ関駅 (B2出口)
 - 千代田線 霞ヶ関駅 (C4出口)
 - 都営三田線 内幸町駅 (A7出口)
 - 銀座線 虎ノ門駅 (9番出口)
 - ・JR線 - 新橋駅 (日比谷口)

